

第3章 施策の体系

1. 基本方針

基本方針は、基本理念とおおむね 10 年後の水とみどりの将来像の実現に向け、推進する施策の基本的な方針を示すものです。

生きものの暮らしを豊かにする水とみどりの環境づくり

自然と人が共生し、豊かな自然を次世代へつなぐためには、人々の生活の視点と多様な生物の生息・生育の視点の両面から水とみどりを捉えて、取組を展開する必要があります。

そのため、様々な主体の理解や協力を得ながら、多様な生物の生息・生育環境を守り・高めるとともに、人々の暮らしの質を高める取組を展開することで、生物多様性の恵沢を将来にわたって享受できる、人と自然が共生する環境づくりを推進します。

【基本方針の視点】

① 生物多様性の視点

多くの市民が理解しやすい計画とするため、基本目標及び推進施策を人々の生活の視点で体系化する一方で、生物の生息・生育の視点からも捉える必要があるため、各推進施策と生物多様性の関係を明示します。

各推進施策について、生物多様性を「知る」・「守る」・「使う」といった 3 つの視点との関係性を明示することで、生物多様性の視点からみた効果を明らかにし、「施策を推進する主な取組」を実行する際の効果的な工夫や多様なアプローチによる取組の進展を促します。

表 3-1 生物多様性の 3 つの視点

視点	定義
知る	○生物多様性の普及・啓発 ○生物情報の収集・蓄積
守る	○生物の生息・生育環境の保全 ○野生生物の保護、管理
使う	○生物資源の利用 ○自然とふれあえる環境の整備、機会の提供

② 市民協働の視点

豊かな自然を次世代につなぐためには、多くの人を巻き込みながら、市民、企業、行政、その他の関係者が協働しながら水とみどり、生物多様性の保全等に取り組む必要があると見做されています。

本市では、これまで、市民や保全団体の活動により自然環境の保全や再生が進められてきましたが、アンケート・ヒアリング調査において活動の停滞や継続に向けた不安が指摘されています。

そのため、市民協働の視点を明確に示すとともに、多様な主体の活動が活性化する環境づくりに関する施策を位置付ける等、実効性を高めた計画とします。

③ 地域別の視点

市域全体の計画として、施策を分野別の体系で整理する一方で、市民により分かりやすい計画とするためには、取組を即地的・一体的に示すことが重要です。

そのため、河川による生物のつながりが強く、自然の地形に沿った区分けで水とみどりの関係性を一体的かつ効果的に捉えられる「流域」を単位とした計画を策定します。

「流域別」での計画を策定することで、地域特性に応じた取組の不足等を確認するとともに、施策相互の関連性をより明確にし、一体的な取組の展開を促します。

なお、流域別の計画は、「第4章 地域別計画」に示しています。

【基本目標の考え方】

基本方針に基づき、実施する施策の狙いを示す基本目標を「生物多様性」「みどり」「水」「人」の4つの分野ごとに設定し、基本目標の達成に向けた推進施策を基本方針の3つの視点を踏まえて設定しました。

表 3-2 基本目標の区分

基本目標 1	生物多様性に関する目標
基本目標 2	みどりに関する目標
基本目標 3	水に関する目標
基本目標 4	人に関する目標



市民協働による活動の風景

2. 基本目標 1

基本目標 1 生きもののつながりを知り、守ります

人々の暮らしは、生物多様性からの豊かな恵みにより支えられ発展してきましたが、我々の様々な活動により生物多様性の損失が拡大しています。

本市には、豊かな自然が広がり、様々な生物が生息・生育していますが、みどりの減少や外来種の侵入等、生物多様性への影響が懸念されています。

そのため、生物多様性の現状や重要性・必要性について広く普及啓発を行い、これまで以上に社会に浸透させることを目指します。

あわせて、継続的な生物のモニタリング調査等による生物情報の把握・蓄積を図るだけでなく、適切な保護や適正な管理を展開し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図ることができる環境の形成を目指します。

成果指標	現況値 【令和元(2019)年度】	中間目標値 【令和 5(2023)年度】	目標値 【令和 9(2027)年度】
生物多様性の認知度	67.4%	71.0%	75.0%

【市民の生物多様性の認知度】

生物多様性の保全と持続可能な利用を図るためには、生物多様性を広く社会に浸透させ、一人ひとりが生物多様性を意識し、行動につなげていくことが重要です。

そのため、生物多様性に関わる成果指標として「生物多様性の認知度」を設定し、市民アンケート調査により認知度を把握します。

令和元(2019)年度に実施したアンケートでは、「言葉の意味を知っている(24.9%)」、「言葉を聞いたことがある(42.5%)」の回答が計 67.4%となっており、平成 26(2014)年度と比べ 2.5%上昇しています。

これまで以上に生物多様性に関する普及啓発に取り組み、理解度の向上につなげることで、年間 1.0%上昇させることを目標とし、最終年度である令和 9(2027)年度において 75.0%を目指します。

なお、生物多様性国家戦略では、令和 2(2020)年の認知度を 75%にすることを目標としています。

(1) 推進施策 1-1

生物多様性の理解促進

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる、自然と共生する社会の実現に向け、生物多様性の現状や重要性・必要性について広く普及啓発を行い、日常生活や経済活動に生物多様性への配慮が組み込まれるよう、社会への浸透を図ります。

【主要な取組】

- **生物多様性に関する情報発信**
 - ・多様な媒体を活用した生物多様性の情報提供
 - ・イベント開催等による生物多様性に触れる機会の創出
- **生物多様性に配慮した事業活動の推進**
 - ・事業者の自主的な生物多様性の保全に関わる取組の拡大・増進
 - ・生物多様性に配慮した新たな取組の促進

(2) 推進施策 1-2

生物多様性の情報蓄積

生物多様性の保全や適正管理の実施に向け、生物の生息・生育状況や分布状況等について、多様な主体との連携・協働により調査・把握することで、基礎的な情報の蓄積を図ります。

【主要な取組】

- **生物の生息・生育分布の把握**
 - ・生物の分布調査の推進
 - ・自然環境観察員制度等を活用した生物多様性基礎情報の把握



カザグルマ

(3) 推進施策 1-3

生物の保護と適正管理

野生生物の適切な管理、有害鳥獣対策や特定外来生物の防除の推進のほか、希少生物を保護管理する仕組みづくり等、生物の保護や適正管理の取組を展開し、生態系や生息・生育環境の保全を図ります。

【主要な取組】

- **野生生物の適切な管理**
 - ・野生生物の適切な管理
 - ・猟区の適切な運営
- **特定外来生物の生息・生育状況把握と防除の推進**
 - ・生息・生育分布域の縮小や個体数減少に向けた取組の推進
 - ・特定外来生物への対応に関するマニュアルの作成
- **希少生物の保護管理の仕組みづくり**
 - ・希少生物の生息・生育状況の把握
 - ・市が主導する生物多様性重要地域の検討

生物多様性重要地域

本市では、ホテル舞う水辺環境や里地里山といった本市特有の自然環境や、希少種が多く見られる地域等を本市における「生物多様性重要地域」と位置付け、地域内で活動する保全団体への支援や、自然環境・生態系の主導的な保全に努めることで、「生物多様性の保全」をより効果的に推進します。

<活動主体や内容に応じた生物多様性重要地域の設定>

- ① 「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」に基づき、希少な生物や優れた自然環境等の保全活動を行う団体への支援を図る区域
- ② 生物のモニタリング調査や分布調査・分析等、生物多様性の保全等に向けた情報の蓄積を図り、希少種や地域固有種等が多く見られる地域や豊かな自然環境・生態系が保たれている区域等(地域)を、市が主導的に設定する区域

本市における生物多様性重要地域			
① 保全団体が保全する区域			② 市が主導する区域
ホテル舞う 水辺環境	里地里山	左記以外の区域	指定要件等を検討

3. 基本目標 2

基本目標 2 みどりを育み、多様な機能を活かします

本市には、水源保全ゾーンに広がる水とみどりの核となる豊かな自然環境、人々の生活とともに育まれた里地里山、都市緑化ゾーンの身近な自然とふれあうことができる公園や緑地等、様々な特徴を持ったみどりがあり、人々の生活にやすらぎと潤いを与えています。

しかし、人工林の管理不足による荒廃や広葉樹林の下層植生の衰退、生活様式の変化等に伴う里地里山の環境変化、市街地における緑被地の減少等、みどりに関する様々な課題が見られます。

そのため、地域の特性に応じたみどりを保全・再生し、様々な機能が発揮され、生物多様性の基盤となるみどりを育み、市民や多様な生物が豊かに暮らせる環境の形成を目指します。

成果指標	現況値 【平成 30(2018)年度】	中間目標値 【令和 5(2023)年度】	目標値 【令和 9(2027)年度】
緑地面積	22,113ha	22,113ha	22,113ha

【緑地面積】

恵み豊かな自然を次世代に継承するためには、地域の特性に応じた様々なみどりを保全・育成することが必要です。

そのため、みどりに関わる成果指標として「緑地面積」を設定し、緑地の保全や公園の整備等により、みどりの確保を図ります。

この指標の対象とする緑地は、施設緑地(都市公園、広場や学校等の公共施設緑地、市民緑地等の民間施設緑地)及び地域制緑地等(自然公園、保安林、国有林、ふれあいの森、保存樹林等の法令や条例により指定された緑地)とします。

平成 30(2018)年度は、緑地面積が 22,113ha となっており、平成 25(2013)年度からの 5 年間で約 67ha の緑地が減少しています。

そのため、推進施策の実施により緑地の減少に歯止めをかけ、現状の緑地面積を維持することを目指し、計画の最終年度である令和 9(2027)年度における目標値を 22,113ha と設定します。

なお、都市公園の市民一人当たりの面積については、前計画から引き続き 6.3 m²を整備目標とします。

(1) 推進施策 2-1

緑地の保全

生活環境や生物多様性の視点から、まとまった森林や都市部に残る樹林地について、緑地の態様に合わせた保全を図ります。

また、多様な活動や新たな担い手育成を支援し、緑地の保全や活用を図ることで、緑地の多様な機能の発揮や生物多様性の保全を図ります。

【主要な取組】

● 森林の保全や利活用の推進

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用

● 法令等を活用した緑地の保全

- ・自然公園、自然環境保全地域、保安林等の保全
- ・緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度を活用した緑地保全の推進
- ・市民緑地認定制度を活用した民有緑地の保全活用の推進

● 身近なみどりの保全や利活用の推進

- ・緑地の計画的な保全
- ・木もれびの森保全・活用計画の推進
- ・緑地保全制度の活用

● 多様な主体による緑地の維持管理の推進

- ・企業や団体と連携した緑地の保全
- ・街美化アダプト制度[※]の推進
- ・市民協働による不法投棄の防止



木もれびの森(東大沼・若松地区)の散策路

【街美化アダプト制度】

公園、緑地、河川敷等の美化活動を市民が自発的に行い、市の支援により市民と市のパートナーシップによるまちづくりを推進する制度です。

(2) 推進施策 2-2

緑化の推進

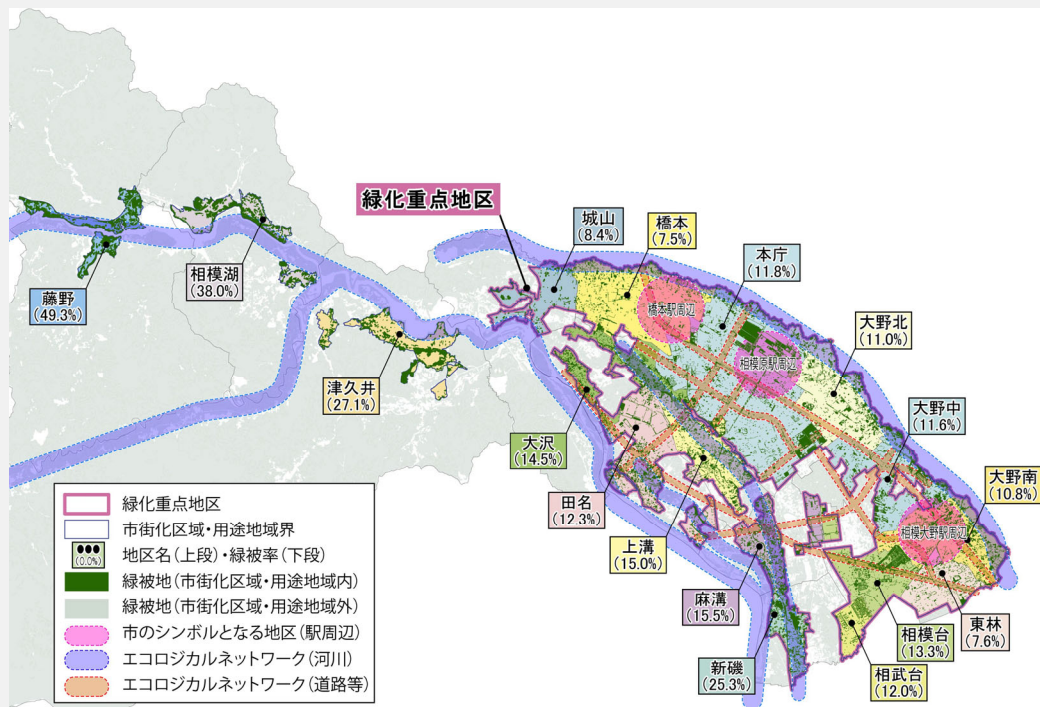
市街地を中心に公共的な施設や民有地の緑化を市民と協働で推進し、人々に安らぎと潤いを与え、生物多様性の保全に資するみどりの確保を図ります。

【主要な取組】

- **公共的な施設等の緑化の推進**
 - ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
 - ・公共施設の緑化推進
- **民有地の緑化の促進**
 - ・緑化重点地区における効果的な緑化手法の検討
 - ・緑化助成事業の充実による緑化活動の推進
 - ・緑化指導等による民有地の緑化推進

緑化重点地区

本市では、比較的緑被率が低い地区や、エコロジカルネットワークを形成する上で特に配慮が必要な地区である市街化区域を、都市緑地法第4条第2項第8号に定める重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)と位置付け、様々な緑化制度等を優先的に活用するとともに、都市機能との調和を図りながら、効果的に緑化を推進するための手法を検討していきます。(緑化重点地区の設定の考え方についてはP108参照)



※図中の緑被率は、対象地区のうち用途地域が定められた範囲(市街化区域・用途地域界内)の緑被率である。

(3) 推進施策 2-3

里地里山の保全と活用

人々の生活との深い関わりにより形成され、良好な景観や地域文化、生物多様性を育んできた里地里山について、多様な主体との連携・協働による保全や活用に関する活動を展開することで、景観や地域文化、生物多様性の保全を図ります。

【主要な取組】

● 里地里山の保全の推進

- ・保全等活動認定団体の認定及び里地里山地域の指定の推進
- ・保全活動の支援及び普及啓発の促進

● 里地里山の活用の促進

- ・保全団体と企業等が連携した里地里山の保全と活用
- ・学校や周辺地域を対象とした体験学習の開催等による文化の伝承

(4) 推進施策 2-4

持続的な農林業の振興

農林産物の地産地消や都市農地の保全等を推進し、農林業を持続的なものにするこことで、農林産物の供給だけでなく、水源かん養、生物多様性の保全等、農林業による多様な機能の発揮を図ります。

【主要な取組】

● 農産物の地産地消と地場産木材の活用の促進

- ・さがみはら津久井産材の利活用の推進
- ・農産物の地産地消の促進

● 都市農地の保全推進

- ・法制度を活用した生産緑地地区の保全

(5) 推進施策 2-5

公園の整備と適正管理

民間活力等の導入も視野に入れながら、利用者の利便性や快適性のほか、生物多様性にも配慮した公園の整備を図ります。

また、既存の公園について、安全で誰もが安心して利用し続けられるよう、市民との協働による適正な維持管理を図ります。

【主要な取組】

- **地域特性を活かした公園の整備**
 - ・特殊(風致・歴史)公園等の整備の推進
 - ・霊園の整備の推進
- **みどりの拠点となる公園の拡大・拡充**
 - ・県立津久井湖城山公園の整備・拡大の促進
 - ・相模総合補給廠共同使用区域の整備の推進
 - ・広域的な利用特性を持つ公園の整備の推進
- **身近な公園の整備**
 - ・市街地における街区公園等の整備の推進
 - ・開発事業における適切な公園確保の促進
- **パークマネジメントプランに基づく適正な維持管理**
 - ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
 - ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
 - ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討
- **市民協働による公園づくり**
 - ・ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進
 - ・市民協働による公園の美化活動の促進

(6) 推進施策 2-6

親緑空間※の充実

散策路や広域トレイルネットワークについて、市民との連携・協働により利用しやすいように適切に管理することで、誰もが自然環境や生物多様性に親しむことができる空間の充実を図ります。

【主要な取組】

- 散策路等の親緑空間の充実
 - ・散策路とその周辺環境の適切な維持管理
 - ・散策路や遊歩道の利用促進
- 広域トレイルネットワークの活用
 - ・登山道や自然歩道、遊歩道等の美化活動の推進
 - ・交流・体験事業による広域ネットワークの有効活用



木もれびの森(大野台・西大沼地区)の散策路

【親緑空間】

水に対する「親水空間」と同様に、みどりに触れることで、森林や緑地等のみどりに対する親しみを深めることができる空間を指す造語です。

4. 基本目標 3

基本目標 3 清らかな流れと水辺を守ります

本市は、神奈川県の高貴な水源地として重要な役割を担っています。また、河川や水辺は、様々な形で利用され、人々の生活に潤いを与えるだけでなく、観光資源としても活用されています。

さらに、河川や水辺及びその周辺には、高貴な生物が多く見られ、生物多様性の視点からも重要な空間です。

しかし、津久井地域に広がる水源地の森林では、管理不足等による水源かん養機能の低下が懸念されるほか、市街地の水辺及び周辺部では外来種の侵入、ごみの不法投棄等が見られます。

そのため、森林の保全・再生を進めることで、森林の持つ多面的機能の維持向上、美化活動の推進及び水辺空間の充実を図り、清らかな流れや水辺環境、生物多様性の保全を目指します。

成果指標	現況値	中間目標値	目標値
	【平成 30(2018)年度】	【令和 5(2023)年度】	【令和 9(2027)年度】
私有林の整備面積	1,127ha	1,262ha	1,370ha

【私有林の整備面積】

水源地である本市において、清らかな流れを守り継承するためには、水源の森林を適切に管理することが必要です。

そのため、水に関わる成果指標として、「私有林の整備面積」を設定し、森林や清らかな流れの保全を図ります。

かながわ水源環境保全・再生実行計画では、令和 8(2026)年度までに、市が森林所有者との協力協約により確保する整備対象地の目標面積を 1,400ha としており、平成 30(2018)年度までに 1,127ha を確保しています。

協力協約により確保した整備対象地について、整備を行うことで森林の公益的機能の向上が図られることから、延べ整備面積を目標として設定することとし、計画の最終年度における延べ整備面積 1,370ha を目指します。

(1) 推進施策 3-1

水循環機能の向上

森林が持つ、水源のかん養、土砂の流出防止等の機能の維持向上を図るとともに、人々の生活による水質汚濁負荷の抑制や地下水のかん養等を推進し、人々の生活や生態系にとって必要不可欠な水の恵みを持続的に享受できるよう、健全な水循環機能の向上を図ります。

【主要な取組】

- **水循環機能の維持向上**
 - ・河川や湖沼の継続的な水質監視
 - ・生活排水対策の推進
 - ・地下水かん養の推進
- **水源かん養機能の保全**
 - ・森林所有者と連携した森林の保全・整備
 - ・神奈川県と連携した森林の保全・整備

(2) 推進施策 3-2

水辺環境の保全と再生

水辺と周辺の緑地を一体的に捉え、保全や美化活動を推進するとともに、これまでに失われた水辺環境について、多様な主体との連携・協働による再生に取り組み、人々の憩いの場や生物の生息・生育環境としての保全・再生を図ります。

【主要な取組】

- **水辺環境の保全・再生**
 - ・水辺に関わる保全等活動区域の指定の推進
 - ・水辺に関わる保全等活動認定団体への支援の推進
 - ・保全団体と企業等が連携した水辺環境の保全
- **自然に配慮した河川環境の創出**
 - ・自然に配慮した河川の整備
 - ・市民や自治会、河川保全団体、企業等の河川美化活動の支援

(3) 推進施策 3-3

親水空間の充実

水とみどりのふれあい交流拠点や水辺の拠点において、既存の親水空間を適切に管理するとともに、自然環境や生物多様性に配慮しながら、新たな親水空間としての活用方法の検討等、誰もが水に親しみやすい環境の保全・創出を図ります。

【主要な取組】

- **相模川ふれあい科学館の活用**
 - ・指定管理者と連携した事業充実
 - ・相模川フィールドミュージアム構想の推進
- **親水空間の施設の充実**
 - ・河川環境を活かした親水空間活用の検討
 - ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進



相模川ふれあい科学館

5. 基本目標 4

基本
目標 4**多様な主体と連携し、
次世代につなぐ担い手づくりを進めます**

本市では、これまで市民や団体等による自然環境や生物多様性の保全に関する活動が活発に行われてきましたが、近年は、少子高齢化の進行等により、担い手の不足、保全団体の活動の地域格差等が懸念されています。

そのため、様々な活動主体の相互の連携や環境学習等を促進し、新たな人材の確保に向けた取組を進めることで、環境保全活動の継続性を高め、豊かな自然環境や生物多様性を市民とともに絶やすことなく次世代へつなぐことができる都市を目指します。

成果指標	現況値	中間目標値	目標値
	【平成 30(2018)年度】	【令和 5(2023)年度】	【令和 9(2027)年度】
都市緑化に関する講習会等への参加者数	329 人	360 人	390 人

【都市緑化に関する講習会等への参加者数】

本市では、自然環境の保全や活用に取り組む多くの団体が活動していますが、構成員の高齢化や新たな参加者の減少等の課題を抱える団体も見られるため、新たな人材の確保や育成に取り組む必要があります。

そのため、人材育成に関わる成果指標として「都市緑化に関する講習会等への参加者数」を設定し、みどりへの関心、知識及び技術等の向上を図る目的で実施する講習会、研修会及び体験学習等への参加者の増加を目指します。

平成 30(2018)年度における講習会等の参加人数は 329 人となっており、事業内容の充実や情報発信の強化等により、年間 2.7%の増加を目指し、計画の最終年度である令和 9(2027)年度における目標値を 390 人と設定します。

(1) 推進施策 4-1

多様な主体との連携強化

生物多様性、水やみどりに関わる多様な活動を支援するとともに、市内外で活動する組織や個人の連携を強化する取組を推進し、活動の活性化と更なる展開を図ります。

【主要な取組】

● 広域ネットワークの形成と連携

- ・河川流域の自治体や住民、保全団体等との連携推進
- ・丘陵や山地の連なりに関連する自治体や住民、保全団体等との連携推進

● 活動主体間の連携

- ・多様な活動主体間の交流ネットワーク形成の検討
- ・水源地域住民と都市地域住民の相互交流事業等の実施

(2) 推進施策 4-2

情報発信と共有

市内の自然環境や生物多様性に関する情報、様々な活動の状況等を積極的に発信するとともに、情報や人材を活用しながら環境教育活動の充実を推進し、新たな活動の展開や担い手育成を促し、多様な主体による連携・協働による取組の継続と拡充を図ります。

【主要な取組】

● 市民への情報発信と情報共有

- ・イベントの開催による普及啓発活動の推進
- ・多様な媒体を活用した積極的な保全活動等の情報発信の推進
- ・環境保全関連施設と連携した情報共有体制の構築

● 緑化活動に係わる人材の育成

- ・講習会や講座の開催等による人材育成
- ・多様な主体との森林づくり体制の強化

● 学校教育や生涯学習における環境教育

- ・環境学習会の充実
- ・学校教育の場における環境学習の充実
- ・市民大学や公民館等における環境学習の充実